

平成24年度特定侵害訴訟代理業務試験

論点〔事例問題2〕

問1 起案

1. いわゆる商標的使用に該当しない（原材料・素材表記に過ぎない）との主張
2. 結合商標の類似性に関する判断方法及び類似性の判断基準
3. 原材料を普通に用いられる方法で表示する商標と抗弁（商標法第26条第1項第2号）
4. 不正競争防止法の適用除外に関する条文の知識

問2 小問

- (1) ア 同時履行の抗弁権（民法第533条）
イ 履行遅滞等による解除の要件（民法第541条）
ウ 解除された場合の第三者保護規定（民法第545条第1項ただし書）
- (2) ア 商品名により差止対象が特定された販売差止請求認容判決について、既判力（執行力）が及ぶ主文記載の侵害対象物件の範囲（民訴法第114条第1項）
イ 商品名により差止対象が特定された販売差止請求を棄却する判決について、構成が同一だが差止対象となった商品名と異なる商品名により特定された物件に係る実施行為に関する損害賠償請求権（異なる訴訟物）に対して既判力（民訴法第114条第1項）が及ぶか（なお、Xの請求が認められる可能性の有る無し、特に意匠の類否につき第2次訴訟の受訴裁判所がどのような事実認定をするかを前提としても誤りではないが、既判力が及んでいないことが前提となる）。或いは、訴訟上の信義則（民訴法第2条）の発動により損害賠償請求は却下されるか。